



鳥取県公報

平成 18 年 12 月 26 日(火)
第 7 8 5 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の事業所の所在地の変更 (918) (中部総合事務所福祉保健局) 2
	指定居宅介護支援事業者の事業所の名称の変更 (919) (〃) 2
	指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地の変更 (920) (〃) 2
	鳥取県立県民文化会館の利用料金の一部改正 (921) (文化政策課) 3
	鳥取県立倉吉未来中心の利用料金の一部改正 (922) (〃) 4
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (923) (景観まちづくり課) 5
	大規模小売店舗の新設の届出 (924) (経済政策課) 6
	土地改良事業の工事の完了 (925) (耕地課) 7
	土砂災害警戒区域の指定 (926) (治山砂防課) 7
◇ 公 告	平成 18 年度屋外広告物講習会の開催 (景観まちづくり課) 8
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) 9
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (2 件) (治山砂防課) 10
◇ 調達公告	公募型プロポーザル方式による受注者の選定 (企業局総務課) 11
	一般競争入札の実施 (3 件) (病院局総務課) 13
◇ 正 誤	平成 18 年 12 月 14 日付鳥取県告示第 880 号中訂正 21

告 示

鳥取県告示第 918 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人至誠会 理事長 藤井武親	倉吉市東昭和町 158	訪問看護ステーションひまわり	倉吉市東昭和町158 － 1	平成18年12月 1 日

鳥取県告示第 919 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人福生会 理事長 谷口宗弘	東伯郡三朝町横 手396	三喜苑居宅介護支援 事業所	東伯郡三朝町横手396	平成18年12月 7 日

鳥取県告示第 920 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人至誠会 理事長 藤井武親	倉吉市昭和町 158	訪問看護ステーションひまわり	倉吉市東昭和町158 － 1	平成18年12月 1 日

鳥取県告示第 921 号

平成18年鳥取県告示第239号（鳥取県立県民文化会館の利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき平成18年12月15日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前					
1 利用料金				1 利用料金					
(1) 略				(1) 略					
(2) 設備利用料				(2) 設備利用料					
ア 梨花ホール				ア 梨花ホール					
区 分			利用料	区 分			利用料		
種別	設 備 名	設置数		種別	設 備 名	設置数			
略				略					
その 他	略		1	1セット1回 につき 1,830円	その 他	略		1	1セット1回 につき 1,830円
	ビデオ・パ ソコンプロ ジェクター					ビデオ・パ ソコンプロ ジェクター			
その 他	略		1	1台1回につ き 1,010円	その 他	略		1	1台1回につ き 1,010円
	DVDレコ ーダー					DVDレコ ーダー			
備考 略				備考 略					
イ 小ホール				イ 小ホール					
区 分			利用料	区 分			利用料		
種別	設 備 名	設置数		種別	設 備 名	設置数			
略				略					
その 他	略		1	1台1回につ き 1,830円	その 他	略		1	1台1回につ き 1,830円
	ビデオ・パ ソコンプロ ジェクター					ビデオ・パ ソコンプロ ジェクター			
その 他	略		1	1台1回につ き 1,010円	その 他	略		1	1台1回につ き 1,010円
	DVDレコ ーダー					DVDレコ ーダー			
備考 略				備考 略					
ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室				ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室					

区 分			利用料
施設	設 備 名	設置数	
略			
その 他	略		
	MDレコー ダー	1	1台1回につ き 1,010円
	DVDレコ ーダー	1	1台1回につ き 1,010円
備考 略			
2 略			

附 則

この告示は、平成19年1月4日から施行する。

鳥取県告示第 922 号

平成18年鳥取県告示第240号（鳥取県立倉吉未来中心の利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）第11条第2項の規定に基づき平成18年12月15日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																										
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p>ア 大ホール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">区 分</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">利用料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種別</td> <td style="text-align: center;">設 備 名</td> <td style="text-align: center;">設置数</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">その 他</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">持込電気機 器</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">1キロワット につき 200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">DVDレコ ーダー</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1台1回につ き 1,010円</td> </tr> </table>	区 分			利用料	種別	設 備 名	設置数	略				その 他	略			持込電気機 器	-	1キロワット につき 200円	DVDレコ ーダー	1	1台1回につ き 1,010円	<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p>ア 大ホール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">区 分</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">利用料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種別</td> <td style="text-align: center;">設 備 名</td> <td style="text-align: center;">設置数</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">その 他</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">持込電気機 器</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">1キロワット につき 200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">DVDレコ ーダー</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1台1回につ き 1,010円</td> </tr> </table>	区 分			利用料	種別	設 備 名	設置数	略				その 他	略			持込電気機 器	-	1キロワット につき 200円	DVDレコ ーダー	1	1台1回につ き 1,010円
区 分			利用料																																								
種別	設 備 名	設置数																																									
略																																											
その 他	略																																										
	持込電気機 器	-	1キロワット につき 200円																																								
	DVDレコ ーダー	1	1台1回につ き 1,010円																																								
区 分			利用料																																								
種別	設 備 名	設置数																																									
略																																											
その 他	略																																										
	持込電気機 器	-	1キロワット につき 200円																																								
	DVDレコ ーダー	1	1台1回につ き 1,010円																																								

備考 略

イ 小ホール

区 分			利用料
種別	設 備 名	設置数	
略			
その他	略		
	持込電気機器	—	1 キロワットにつき 200円
	DVDレコーダー	1	1 台 1 回につき 1,010円

備考 略

ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及びアトリウム

区 分			利用料
施設	設 備 名	設置数	
略			
その他	略		
	持込電気機器	—	1 キロワットにつき 200円
	DVDレコーダー	1	1 台 1 回につき 1,010円

備考 略

2 略

備考 略

イ 小ホール

区 分			利用料
種別	設 備 名	設置数	
略			
その他	略		
	持込電気機器	—	1 キロワットにつき 200円

備考 略

ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及びアトリウム

区 分			利用料
施設	設 備 名	設置数	
略			
その他	略		
	持込電気機器	—	1 キロワットにつき 200円

備考 略

2 略

附 則

この告示は、平成19年1月4日から施行する。

鳥取県告示第 923 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、境港市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画用途地域
- 2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県告示第 924 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）米子夜見町複合商業施設
米子市夜見町 2937-3 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 - （1）大規模小売店舗を設置する者
大和情報サービス株式会社 代表取締役 坂倉正宏
東京都台東区上野 7 丁目 14-4
 - （2）大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社トイボックス 代表取締役 木口順一郎
鳥根県安来市恵乃島町 114-15
株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村禎史
兵庫県姫路市飾東町庄 266-1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成 19 年 8 月 16 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,342 m²
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - （1）駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 8 の書類に記載のとおり
イ 収容台数 110 台
 - （2）駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 8 の書類に記載のとおり
イ 収容台数 73 台（うち自動二輪車等用 8 台）
 - （3）荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 8 の書類に記載のとおり
イ 面積 120 m²
 - （4）廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 8 の書類に記載のとおり
イ 容量 35m³
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
終日営業
 - （2）来客が駐車場を利用することができる時間帯
終日

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 ア 出入口の数 3か所
 イ 位置 8の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 終日
- 7 届出年月日
 平成 18 年 12 月 15 日
- 8 縦覧に供する書類
 大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間
 平成 18 年 12 月 26 日から 4 月間
- 10 縦覧に供する場所
 鳥取市東町一丁目 220
 鳥取県商工労働部経済政策課
 米子市糺町一丁目 160
 鳥取県西部総合事務所県民局
 米子市加茂町一丁目 1
 米子市経済部商工課
- 11 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第 925 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
智頭町	非補助土地改良事業五月田地区農用地造成	平成18年10月16日

鳥取県告示第 926 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
 江府町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

大谷川右支川（Ⅰ－１－３－３８－２５）、大谷川左支川（Ⅰ－１－３－３８－３７）、中祖谷川（Ⅰ－１－３－３８－２８）、ショウブ谷川（Ⅰ－１－３－３８－２９）、宮の谷川（Ⅰ－１－３－３８－３０）、竜王谷川（Ⅰ－１－３－３８－３３）、久連支川（Ⅱ－１－３－３８－１０）、寺谷川（Ⅱ－１－３－３８－１４）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

江府町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

洲河崎地区（Ⅰ－１０２９）、洲河崎２地区（Ⅰ－１１８９）、久連地区（Ⅰ－１５１９）、久連２地区（Ⅰ－１５２０）、久連３地区（Ⅰ－１５２１）、久連４地区（Ⅰ－１５２２）、久連５地区（Ⅰ－１５２３）、久連６地区（Ⅱ－３５１０）、久連７地区（Ⅱ－３５１１）、下安井地区（Ⅱ－３５１２）、下安井２地区（Ⅱ－３５１３）、洲河崎３地区（Ⅱ－３５１４）、洲河崎４地区（Ⅱ－３５１８）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び日野総合事務所県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の3第1項の規定により、平成18年度鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	講習の課程	場 所
平成 19 年 2 月 21 日（水） 午前 10 時から	広告物に関する法令 広告物の表示の方法に関する事項 広告物の施工に関する事項	鳥取県庁第 2 庁舎 第 23 会議室（7 階）

2 受講申込手続

(1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部・中部・西部総合事務所の生活環境局建築住宅課、八頭・日野総合事務所の県土整備局維持管理課及び各市町村役場並びにインターネット上の県のホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/keimachi/>）において配布する。

(2) 受講申込書の受付期間

平成 19 年 1 月 9 日（火）から同月 31 日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 受講申込書の提出先

次のいずれかの場所に提出すること。なお、送付による場合は、アの場所に送付すること。

ア 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり担当（鳥取県庁本庁舎 7 階）

イ 鳥取市立川町六丁目 176 鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課

ウ 八頭郡八頭町郡家 100 鳥取県八頭総合事務所県土整備局維持管理課

エ 倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課

オ 米子市糺町一丁目 160 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課

カ 日野郡日野町根雨 140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局維持管理課

3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は 4,400 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙ちょう付欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和 37 年鳥取県規則第 50 号）第 12 条第 2 項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 問合せ先

鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり担当（電話 0857-26-7363）

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 12 月 5 日付鳥取県告示第 863 号）の内容
（告示の内容）

（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

船越 正則	東伯郡琴浦町大字太一垣字シコ谷東平 600
平井 次郎	東伯郡琴浦町大字太一垣字シコ谷 616 の 14
福本 勉	東伯郡琴浦町大字太一垣字シコ谷 616 の 20
〃	東伯郡琴浦町大字太一垣字シコ谷 616 の 53
平井 次郎	東伯郡琴浦町大字太一垣字シコ谷 616 の 188
入江 国明	東伯郡琴浦町大字中村字大藤谷長坂頭 645 の 88
椎本 福光	東伯郡琴浦町大字中村字大藤大平 648 の 16
林原 嘉武	東伯郡琴浦町大字中村字本谷東柳園 653 の 3
西村 光夫	東伯郡琴浦町大字中村字本谷狼谷平 655 の 1

〃	東伯郡琴浦町大字中村字本谷ノホソ 659 の 1
〃	東伯郡琴浦町大字中村字本谷ノホソ 659 の 3

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、赤碕町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 琴浦町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第12条の規定により次のとおり公表する。

平成18年12月26日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
吾妻産業有限会社 代表取締役 足立 収	岩美郡岩美町 大字新井555 - 1	岩美郡岩美町大 字浦富字坊谷 3081-48 (8,321.98平方 メートル)	風化花崗岩（真 砂土） (28,424.68立 方メートル)	平成18年11月15日 から平成21年11月 14日まで	平成18年11月 15日
中部砂利生産 協同組合 理事長 高力 修一	倉吉市東巖城 町12	東伯郡三朝町大 字福本字美坂谷 462外14筆 (177,406平方 メートル)	風化花崗岩 (242,992立方 メートル)	平成18年11月20日 から平成20年11月 19日まで	平成18年11月 20日
生山礦業株式 会社 代表取締役社 長 澤田 信介	日野郡日南町 丸山340-1	日野郡日南町花 口字小倉原山 1990-2 (141,261平方 メートル)	風化花崗岩、軟 岩、中硬岩 (643,167立方 メートル)	平成18年12月5日 から平成23年12月 4日まで	平成18年11月 20日

株式会社大和 代表取締役 中井 晋也	西伯郡南部町 倭434-7	西伯郡南部町下 中谷字五万田山 1061-1 外16筆 (9,861平方メ ートル)	風化花崗岩 (8,968立方メ ートル)	平成18年11月29日 から平成19年11月 28日まで	平成18年11月 29日
--------------------------	------------------	--	----------------------------	------------------------------------	-----------------

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第12条の規定により次のとおり公表する。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称 及び代表者 の氏名）	住所（主な 事務所の 所在地）	採石場の所 在地及び面 積	認可の期間	認可の内容			認可年月 日
				変更事項	変更前の内 容	変更後の内 容	
有限会社工 房鋳業 代表取締役 西原 利幸	東伯郡湯 梨浜町大 字漆原388	倉吉市大原 字裾ヶ谷640 外6筆 (8,794平方 メートル)	平成15年11 月25日から 平成18年11 月24日まで	採取跡地 処理計画	切取法面緑 化計画	切取法面及 び現況地山 活用緑化計 画	平成18年 11月21日

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業務名

鳥取県企業局財務会計システム開発・納入業務

(2) 業務の内容

本件業務は、鳥取県企業局における財務会計業務を適正かつ効率的に管理・遂行することができる財務会計システムを開発し、次のとおり納入するものである。

ア 借入物品の名称及び数量

鳥取県企業局財務会計システム 一式

イ 借入物品の仕様

5の(3)により交付する鳥取県企業局財務会計システム調達計画書（以下「調達計画書」という。）による。

ウ 借入期間

平成19年7月1日から平成23年6月30日まで

エ 納入期限

平成19年6月25日（月）

オ 納入場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局総務課
鳥取市古海250 鳥取県企業局東部事務所
米子市八幡165 鳥取県企業局西部事務所

カ 借入金額

1,500万円以内。ただし、この金額は、ウの借入期間を通じた総額で、保守管理に係る経費並びに消費税及び地方消費税の額を含む。

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加を表明できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年12月26日（火）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成18年12月26日（火）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 本件業務の企画提案書の提出の日までの間に、平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、情報処理サービスに係るものを有していること。なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年1月15日（月）午後5時までに5の(2)の場所に提出すること。
- (5) 地方公共団体の財務会計システムの納入業務（以下「同種業務」という。）を完遂した実績を有すること。

3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、財務会計システム納入応募業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、次の事項等について行う。

- (1) 導入体制及び現システムからのデータ移行について
- (2) 財務会計システムで処理することができる業務内容及び操作性
- (3) 性能又は耐用性の面からの財務会計システムの長期使用の可否
- (4) 稼働後の財務会計システムの保守対応及び改良に係る要求への対応
- (5) 同種業務の実績
- (6) 財務会計システムの導入費用

4 最優秀提案者の選定

(3)により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

5 手続等

- (1) 企画提案書等に係る問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目271
鳥取県企業局総務課（鳥取県庁第2庁舎2階）
電話 0857-26-7443
ファクシミリ 0857-22-6568
- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433
- (3) プロポーザル参加要領等の交付

鳥取県企業局財務会計システム納入業務プロポーザル参加要領（以下「参加要領」という。）及び調達計画書は、平成18年12月26日（火）から平成19年1月29日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/kigyou>）から入手するものとする。

(4) 参加表明書及び企画提案書等の提出

この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、参加要領に基づき参加表明書及び企画提案書を作成し、持参又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によることとし、平成19年1月29日（月）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

ア 提出期間

(ア) 参加表明書

平成19年1月4日（木）から同月15日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(イ) (ア)以外の書類

平成19年1月4日（木）から同月29日（月）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

(5) 質問の受付

ア 提出期限

平成19年1月15日（月）

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

この公告について質問がある場合には、参加要領に基づき質問書を作成し、郵便、信書便又はファクシミリにより提出すること。

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、4により順位づけられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

7 その他

この公募型プロポーザルへの参加に係る企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、この公募型プロポーザルに参加する者の負担とする。

なお、詳細は、参加要領による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

寝具類等貸借及び洗濯業務 一式

(2) 調達案件の内容

ア 入院患者及び透析患者用寝具類の貸借 一式

イ 洗濯機及び乾燥機の賃貸借 一式

ウ 洗濯業務 一式

(ア) 白衣・タオル等洗濯業務

(イ) 院内洗濯及び洗濯物受払業務

(3) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(4) 履行期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで (ただし、(2)のイについては、平成 19 年 5 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。)

(5) 納入期限

平成 19 年 3 月 31 日 (土) (ただし、(2)のイについては、平成 19 年 4 月 30 日 (月) とする。)

(6) 納入場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院

(7) 入札方法

ア 入札金額は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる額の合計金額とする。

(ア) (2)のイに掲げる物品の 1 床当たりの賃貸借料の単価に入札説明書に示す予定使用数を乗じて得た額

(イ) (2)のイに掲げる物品の(4)に掲げる期間の賃貸借料の額

(ウ) (2)のウのうち、入札説明書に示す(ア)の業務ごとの単価に年間予定数量を乗じて得た額に(イ)の業務に要する年間経費を加えた額の 5 年分に相当する額

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額 (以下「入札価格」という。)に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、アにより見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号 (物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうち、役員及びリース・レンタルに係るものを有する者であること。なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 1 月 12 日 (金) 午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成 18 年 12 月 26 日 (火) から平成 19 年 2 月 5 日 (月) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号) 第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 医療法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 50 号) 第 9 条の 14 に定める基準に適合している者であること。

(5) クリーニング業法 (昭和 25 年法律第 207 号) 第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定に適合している者であること。

(6) 平成 14 年度以降に病床数 100 以上の病院に 1 (2)ア及びウの業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(7) この公告に示した 1 (2)ア及びイの物品を 1 の(4)の納入期限までに 1 の(6)の納入場所に確実に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150
鳥取県立厚生病院事務局経営課用度担当
電話 0858-22-8181 (内線 320)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成 18 年 12 月 26 日 (火) から平成 19 年 1 月 17 日 (水) までの日 (鳥取県の休日を定める条例 (平成元年鳥取県条例第 5 号) に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展扱いとすること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 2 月 5 日 (月) 午後 1 時 30 分 (ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県立厚生病院 中会議室 (本館 3 階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 1 月 19 日 (金) 午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程 (平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。) 第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。) 第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱 (昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
この公告に示した案件を履行できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であつて、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Bedclothes for the inpatients and so on, 1 Set
- (2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 :00 PM, 19 January, 2007
- (3) Date and time for the submission of tenders : 1 :30 PM, 5 February, 2007
Deadline for the submission of tenders by registered mail : 12:00 noon, 5 February, 2007
- (4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital, 150 Higashishouwa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
TEL 0858-22-8181 ex. 320

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
マルチスライス式 C T 装置保守点検業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院
- (5) 入札方法
契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって

契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、医療機器に係るものを有する者であること。なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 1 月 12 日（金）午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。
- (3) 平成 18 年 12 月 26 日（火）から平成 19 年 2 月 5 日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定に基づき医療機器の修理業の許可を受けている者であること。
- (5) この公告に示した業務を誠実かつ確実に履行することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150

鳥取県立厚生病院事務局経営課用度担当

電話 0858-22-8181（内線 320）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成 18 年 12 月 26 日（火）から平成 19 年 1 月 17 日（水）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 2 月 5 日（月）午後 1 時 40 分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

鳥取県立厚生病院 中会議室（本館 3 階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 1 月 19 日（金）午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けな

ければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and overhaul of multi detector computed tomography scanner, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM, 19 January, 2007

(3) Date and time for the submission of tenders : 1:40 PM, 5 February, 2007

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 12:00 noon, 5 February, 2007

(4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital, 150 Higashishouwa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
TEL 0858-22-8181 ex. 320

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

磁気共鳴断層撮影装置保守点検業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額に 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、医療機器に係るものを有する者であること。なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 1 月 12 日（金）午後 5 時までに 4 の (2) の場所に提出すること。

(3) 平成 18 年 12 月 26 日（火）から平成 19 年 2 月 5 日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定に基づき医療機器の修理業の許可を受けている者であること。

(5) この公告に示した業務を誠実かつ確実に履行することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150

鳥取県立厚生病院事務局経営課用度担当

電話 0858-22-8181（内線 320）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成 18 年 12 月 26 日(火)から平成 19 年 1 月 17 日(水)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第 5 号)に規定する休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 2 月 5 日(月)午後 1 時 45 分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県立厚生病院 中会議室(本館 3 階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 1 月 19 日(金)午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。)第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに財務規程、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and Overhaul of Magnetic resonance imager, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 :00 PM 19, January, 2007

(3) Date and time for the submission of tenders : 1 :45 PM, 5 February, 2007

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 12:00 noon, 5 February, 2007

(4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital, 150 Higashishouwa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

TEL 0858-22-8181 ex. 320

正 誤

平成18年12月14日付鳥取県告示第880号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 2

行 下から 4

誤 鳥取市国府町殿字坂ノ上155-1 地先

正 鳥取市国府町殿字坂ノ上155-3 地先